２　「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ㈠に掲げる金額が㈡に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

［⑴　略］

⑵　第20号様式別表１の３を提出する法人

［㈠　略］

㈡　第20号様式別表１の３の「差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

３　令和２年改正法附則第13条第５項において準用する法第321条の８第５項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）と同項の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

第二十号様式別表四の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　別紙百十四　挿入］

第二十号様式別表四の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　別紙百十六　挿入］

［第20号様式別表４の３記載要領　略］

第二十号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　別紙百十六　挿入］

第二十号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　略］

第20号の２様式記載要領

［１～５　略］

６　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２イ又はハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

２　「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ㈠に掲げる金額が㈡に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

［⑴　同左］

⑵　第20号様式別表１の３を提出する法人

［㈠　同左］

㈡　第20号様式別表１の３の「差引個別帰属法人税額（（①＋②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

３　令和２年改正法附則第13条第５項において準用する法第321条の８第５項又は令和２年旧法第321条の８第10項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

第二十号様式別表四の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　別紙百十三　挿入］

第二十号様式別表四の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　別紙百十五　挿入］

［第20号様式別表４の３記載要領　同左］

第二十号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　別紙百十七　挿入］

第二十号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号の２様式記載要領

［１～５　同左］

６　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２イ若しくはハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第292条第１項第４号の５イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第45条の５において準用する令和２年旧政令第６条の25第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。